

平成30年度保険料率に関する見通しについて

平成29年10月31日 平成29年度第3回評議会

1. 協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

※都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。

全国一本の保険料率
(20年9月まで)

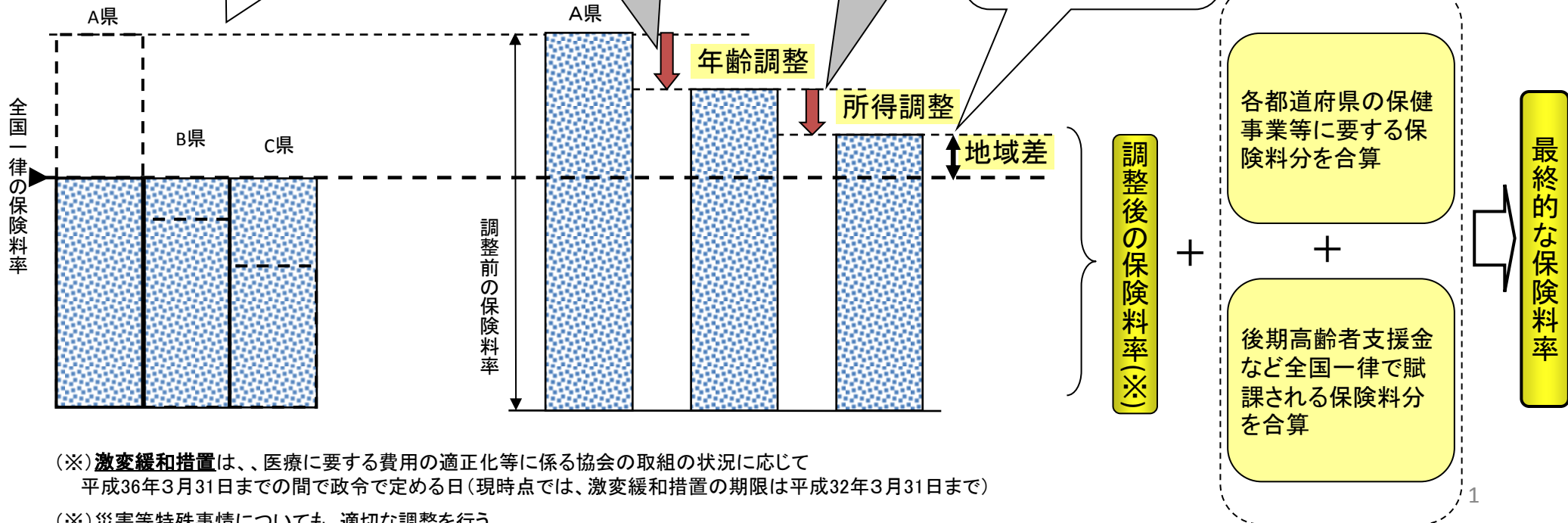
都道府県単位保険料率(20年10月から) : 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律

年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。



(※)激変緩和措置は、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日(現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで)

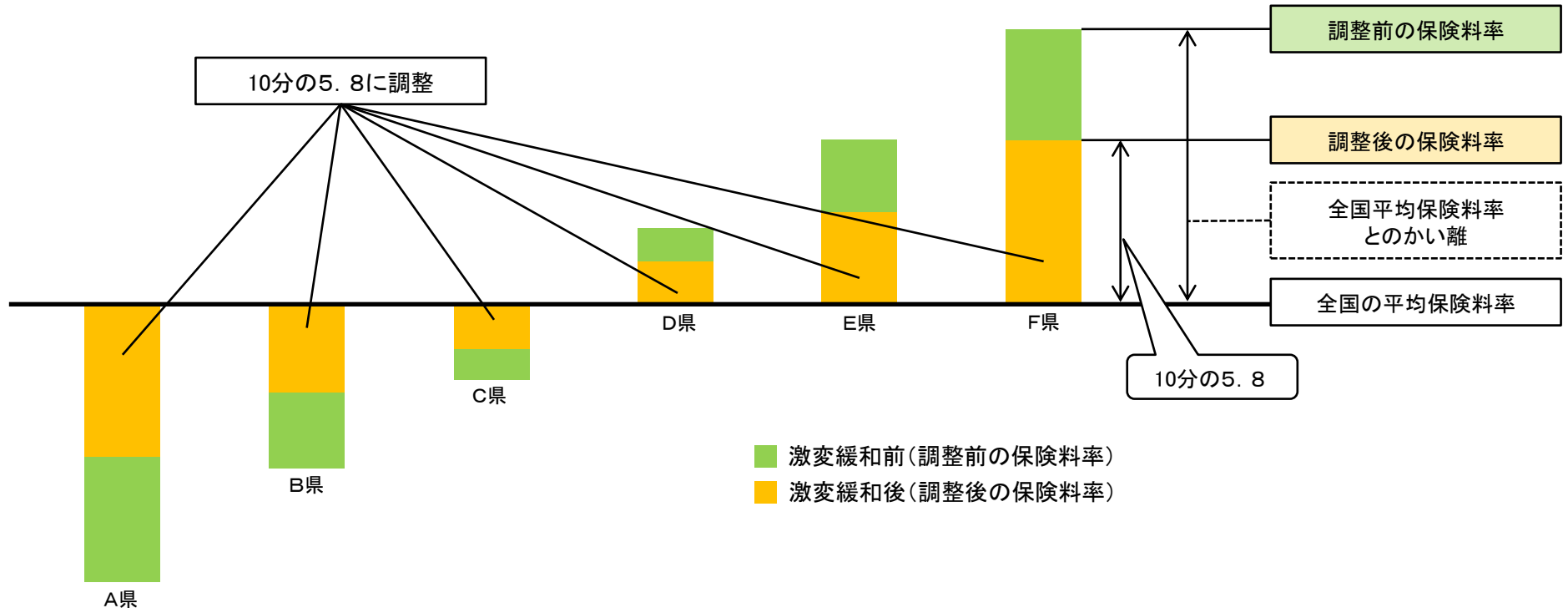
(※)災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

2. 激変緩和措置について

○ 全国一律の保険料率から都道府県毎の保険料率への移行に当たって、その円滑な移行を図るため、激変緩和措置を講じた上で、保険料率を設定。

○ 激変緩和措置の具体的内容は、国の政令にて定められており、実際の保険料率と全国平均の保険料率との差が調整される。(平成29年度については「10分の5.8」)

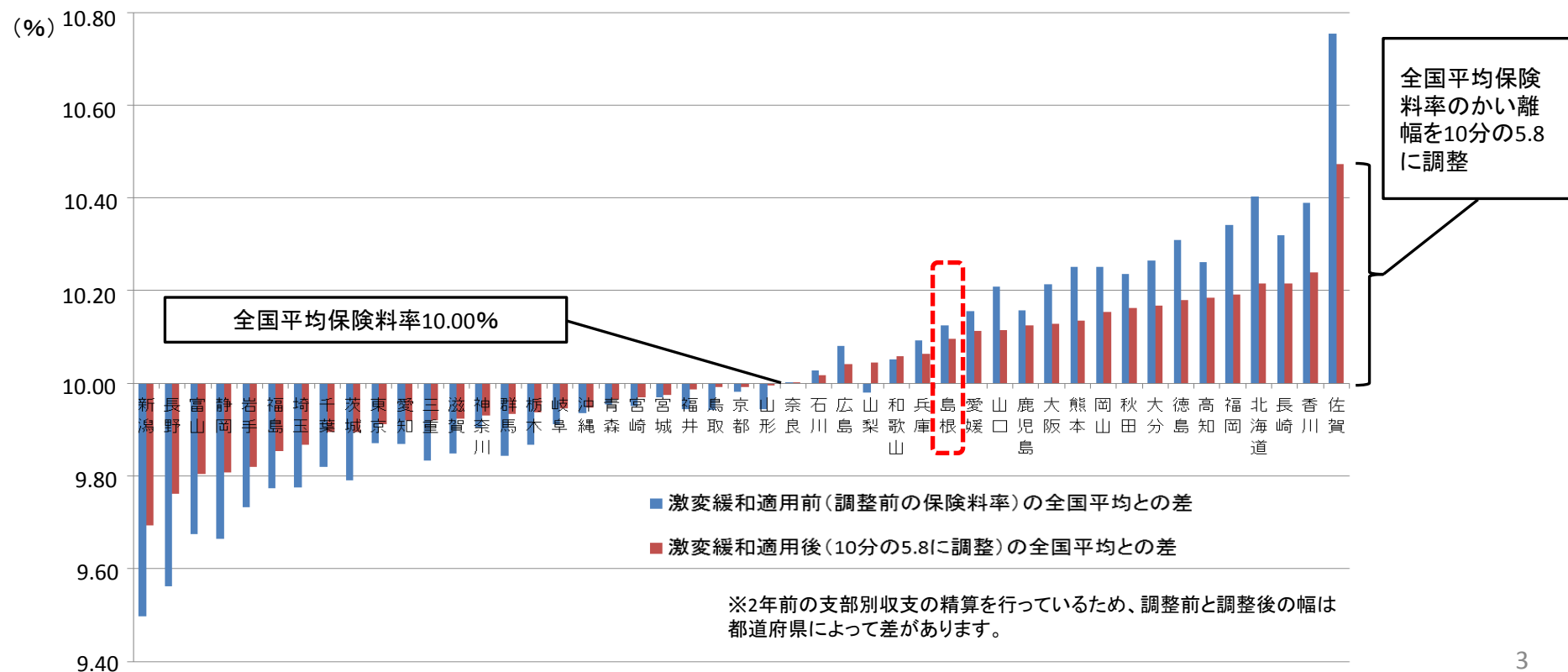
【激変緩和措置のイメージ】



【激変緩和措置と島根支部保険料率の推移】

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
激変緩和措置	10分の1	10分の1.5	10分の2	10分の2.5	10分の2.5	10分の2.5	10分の3	10分の4.4	10分の5.8
島根支部保険料率	8.21%	9.33%	9.51%	10.00%	10.00%	10.00%	10.06%	10.09%	10.10%
激変緩和前	8.25%	9.36%	9.54%	10.02%	10.08%	10.15%	10.09%	10.12%	10.13%

【激変緩和による平成29年度都道府県単位保険料率について】



3. 今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール（現時点での見込み）

	9月	10月	11月	12月	1月	2～3月	
	9/14	10/23	11/28	12/19 (12/26)	下旬	下旬	
運営委員会	アクションプラン(第三期の検証と第四期の検討)						
	事業計画(H30年度)						
	予算(H30年度)						
	インセンティブ制度(健保組合等の検討状況を踏まえつつ検討)						
	平均保険料率					都道府県単位 保険料率	(保 険 料 率 の 広 報 等)
支部評議会	10/31 評議会意見の提出	下旬				中旬 支部長意見の申出	
	インセンティブ					都道府県単位 保険料率	
	保険料率	支部の事業計画(H30年度)				支部の予算(H30年度、特別計上分)	
国・その他	診療報酬・介護報酬改定、制度見直し検討(支払基金改革等)			政府予算案 閣議決定	激変緩和率 の提示	保険料率の 認可等	事業計画、 予算の認可等

4. 平成30年度保険料率に関する論点について

1. 平均保険料率

「現状・課題」

- ✓ 平成28年度決算においては、収入が9兆6,220億円、支出が9兆1,233億円となり、収支差は4,987億円となった。一方で、この要因は、被保険者数の大幅な増加（※）による収入の増加に対し、診療報酬のマイナス改定や制度改正等の一時的な要因が重なり支出の伸びが抑えられたためであり、今後もこうした傾向が続くものではない。
※ 現役世代の人口が減少する中で、協会けんぽの被保険者数については、日本年金機構の適用促進対策の強化等の影響により近年大幅に増加しており、平成28年度は協会けんぽ発足以降過去最大の3.5%の伸びとなっている。
- ✓ 平成28年度決算を踏まえた準備金残高は1兆8,086億円となり、法定準備金（給付費等の1か月分）の2.6か月分となった。しかしながら、平成4年度には現在よりも多い法定準備金の約4か月分を確保していたにもかかわらず、バブル崩壊等の影響により、わずか4年後には準備金が半分以下になり、平成9年には枯渇する見通しとなったが、制度改正（患者負担の引上げ）によりこれを回避した歴史的経緯を踏まえれば、現状の準備金の水準が十分なものであるかは慎重な検証が必要。
- ✓ 依然として、協会けんぽでは医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、団塊の世代が75歳以上となり、高齢者医療費の増加が見込まれる2025年を見据えれば、後期高齢者支援金等の規模は今後も拡大していくことが見込まれ、今後の財政状況については予断を許さない状況にある。



【論点】

- 協会けんぽの近年の財政状況や今後の5年収支見通し、医療保険制度全体の動向なども踏まえて、今後の協会けんぽの財政状況についてどのように考えるか。
- 平成29年度保険料率に係る運営委員会の議論においては、保険料率の設定に際して、協会けんぽの財政状況を短期で考えるか長期で考えるかは選択の問題であるとされたが、医療保険のセーフティネットとして協会けんぽに求められている役割等も踏まえ、今後の財政状況をどの程度のスパンで考えていくか。
- 上記も踏まえ、平成30年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準についてどのように考えるか。

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

《現状・課題》

- ✓ 激変緩和措置の解消期限については、平成18年の健康保険法等一部改正法の附則において、「平成36年3月31日までの間において政令で定める日」とされ、これを受けた政令において、「平成32年3月31日」（平成31年度末）とされている。
- ✓ これまで段階的に激変緩和措置の解消を図っており、平成29年度の激変緩和措置率は5.8/10。激変緩和措置の解消期限までに均等に引上げを図っていく場合の毎年の激変緩和率は、1.4/10ずつの引上げとなる。
- ✓ 平成30年度から本格実施（保険料率にも反映）するインセンティブ制度については、実際の保険料率への反映は、激変緩和措置の終了後の平成32年度からとなる。



【論点】

- 激変緩和措置の解消期限を踏まえ、平成30年度の激変緩和率についてどのように考えるか。

3. 保険料率の変更時期

《現状・課題》

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。



【論点】

- 平成30年度保険料率の変更時期について、平成30年4月納付分（3月分）からでよいか。

5. 5年収支見通し（平成29年度～平成33年度）について

※詳細については [資料2「協会けんぽ（医療分）の5年収支見通し（機械的試算）」](#) 参照

【5年収支見通しの主な前提】

- 平成28年度の協会けんぽ（医療分）の決算※を足元とし、一定の前提をにおいて、平成33年度までの5年間の収支見通し（機械的試算）を行った。 ※P10【参考】
- 平成31年度以降の被保険者数等は、「日本の将来推計人口」（平成29年4月国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）を基礎として推計を行った。
- 平成31年度以降の賃金上昇率は、次の3ケースの前提をおいた。

	平成31年度	平成32年度	平成33年度
I 低成長ケース ^(注) ×0.5	1.35%	1.3%	1.25%
II 0.6%で一定	0.6%	0.6%	0.6%
III 0%で一定	0%	0%	0%

(注)低成長ケースは、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算（平成26年1月20日）」の参考ケースに準拠する経済前提であり、厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し（平成26年財政検証結果）」（平成26年6月）における低成長（ケースF～H）にも用いられているものである。

- 医療給付費については、平成27、28年度における高額新薬の影響を鑑み、次の前提をおいた。

平成26年度から28年度の協会けんぽ等の医療費の伸びの実績等を勘案したケース（平成27、28年度における高額新薬の影響を含む）

<平成31年度以降の年齢階級別1人当たり医療費の伸び>

70歳未満	2.1%
70歳以上75歳未満	0%
75歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	（注）0.1%

（注）平成28年度実績が平成29年2月分までしか公表されていないため、平成28年度の11か月分の伸び▲2.0%を用いて算出した平成26～28年度平均である。平成28年度実績が公表されれば、平成26～28年度平均を用いる予定。

- 現金給付は、給付の性格に応じ、被保険者数等及び総報酬額の見通しを使用した。
- 平成29年度以降に施行が予定されている制度改正（「高額療養費の見直し（平成29年8月、平成30年8月施行分）」、「居住費の見直し（平成29年10月、平成30年4月施行分）」、「食事療養費の見直し（平成30年4月施行分）」）についても試算に織り込んだ。また、平成31年10月に延期された消費税の引上げに伴う影響については、平成26年4月の5%から8%への引き上げの影響（1.36%）を参考に、機械的に織り込んだ。
- 保険料率は以下のケースについて試算を行った。
 - ①現在の保険料率10%を据え置いたケース
 - ②均衡保険料率
 - ③保険料率を引下げた複数のケース

6. 試算結果①

① 現在の保険料率（10%）を据え置いた場合

（単位：億円）

賃金上昇率		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
I 低成長ケース×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	2,900	2,500	2,000	1,500	1,100
	準備金	21,000	23,400	25,400	26,900	28,000
II 0.6%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	2,900	2,500	1,300	300	▲ 500
	準備金	21,000	23,400	24,800	25,100	24,600
III 0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	2,900	2,500	800	▲ 600	▲ 1,900
	準備金	21,000	23,400	24,300	23,700	21,800

② 均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

賃金上昇率	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
I 低成長ケース×0.5	10.0%	9.7%	9.8%	9.8%	9.9%
II 0.6%で一定	10.0%	9.7%	9.9%	10.0%	10.1%
III 0%で一定	10.0%	9.7%	9.9%	10.1%	10.2%

（注1）平成29年度は10%としている。

（注2）均衡保険料率は小数点第2位以下を四捨五入している。

○ 法定準備金

協会けんぽは保険給付費及び高齢者医療への拠出金（国庫補助を除く）1ヵ月分の準備金を積み立てなければならない（健康保険法施行令第46条第1項）。

法定準備金の平成30年度～33年度の粗い見通しは以下のとおり。

（単位：億円）

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
7,600	7,800	8,000	8,100

【参考】平成28年度協会けんぽ決算（平成29年7月7日公表）

協会けんぽの平成28年度の収支【医療分】

（単位：億円）

		28年度決算
収入	保険料収入	84,142
	国庫補助等 その他	11,897 181
	計	96,220
支出	保険給付費	55,751
	老人保健拠出金	0
	前期高齢者納付金	14,885
	後期高齢者支援金	17,699
	退職者給付拠出金	1,093
	その他	1,805
	計	91,233
単年度収支差		4,987
準備金残高		18,086
保険料率		10.0%

（注）協会会計と国の特別会計との合算ベースである。

7. 試算結果②（均衡保険料率を踏まえ保険料率を変更した場合）

① 平成30年度以降 9.9%

（単位：億円）

賃金上昇率		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
I 低成長ケース×0.5	保険料率	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
	収支差	2,900	1,600	1,100	600	200
	準備金	21,000	22,500	23,600	24,200	24,400
II 0.6%で一定	保険料率	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
	収支差	2,900	1,600	400	▲ 600	▲ 1,400
	準備金	21,000	22,500	23,000	22,400	21,000
III 0で一定	保険料率	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
	収支差	2,900	1,600	▲ 100	▲ 1,500	▲ 2,800
	準備金	21,000	22,500	22,400	20,900	18,100

② 平成30年度以降 9.8%

（単位：億円）

賃金上昇率		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
I 低成長ケース×0.5	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	収支差	2,900	600	100	▲ 400	▲ 700
	準備金	21,000	21,600	21,800	21,400	20,700
II 0.6%で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	収支差	2,900	600	▲ 500	▲ 1,500	▲ 2,300
	準備金	21,000	21,600	21,100	19,700	17,400
III 0で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	収支差	2,900	600	▲ 1,000	▲ 2,400	▲ 3,700
	準備金	21,000	21,600	20,600	18,200	14,500

③ 平成30年度以降 **9.7%**

(単位：億円)

賃金上昇率		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
I 低成長ケース×0.5	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
	収支差	2,900	▲ 300	▲ 800	▲ 1,300	▲ 1,700
	準備金	21,000	20,700	19,900	18,700	17,000
II 0.6%で一定	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
	収支差	2,900	▲ 300	▲ 1,400	▲ 2,400	▲ 3,200
	準備金	21,000	20,700	19,300	16,900	13,700
III 0で一定	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
	収支差	2,900	▲ 300	▲ 1,900	▲ 3,300	▲ 4,600
	準備金	21,000	20,700	18,800	15,500	10,900

8. 今後の保険料率に係るシミュレーション

【シミュレーション方法について】

- ・ 平成30年度以降、準備金残高が法定準備金(給付費等の1か月分)を確保している間、機械的に10%及び9.8%とし、それぞれについて法定準備金を下回る年度以降においては法定準備金を確保するために必要な料率に引き上げたうえで(※)、平成38年度までの見通しをシミュレーションしたもの。
- ・ 平成31年度以降の賃金上昇率については、5年収支見通しのケースⅡ(0.6%)及びケースⅢ(0.0%)を使用し、それぞれについて作成。

※ 健康保険法施行令第46条第1項において、「協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額(前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額(中略)を含み、法第一百五十三条及び第一百五十四条の規定による国庫補助の額を除く。)の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。」とされている。

本シミュレーションはこの規定を参考として行うもの。

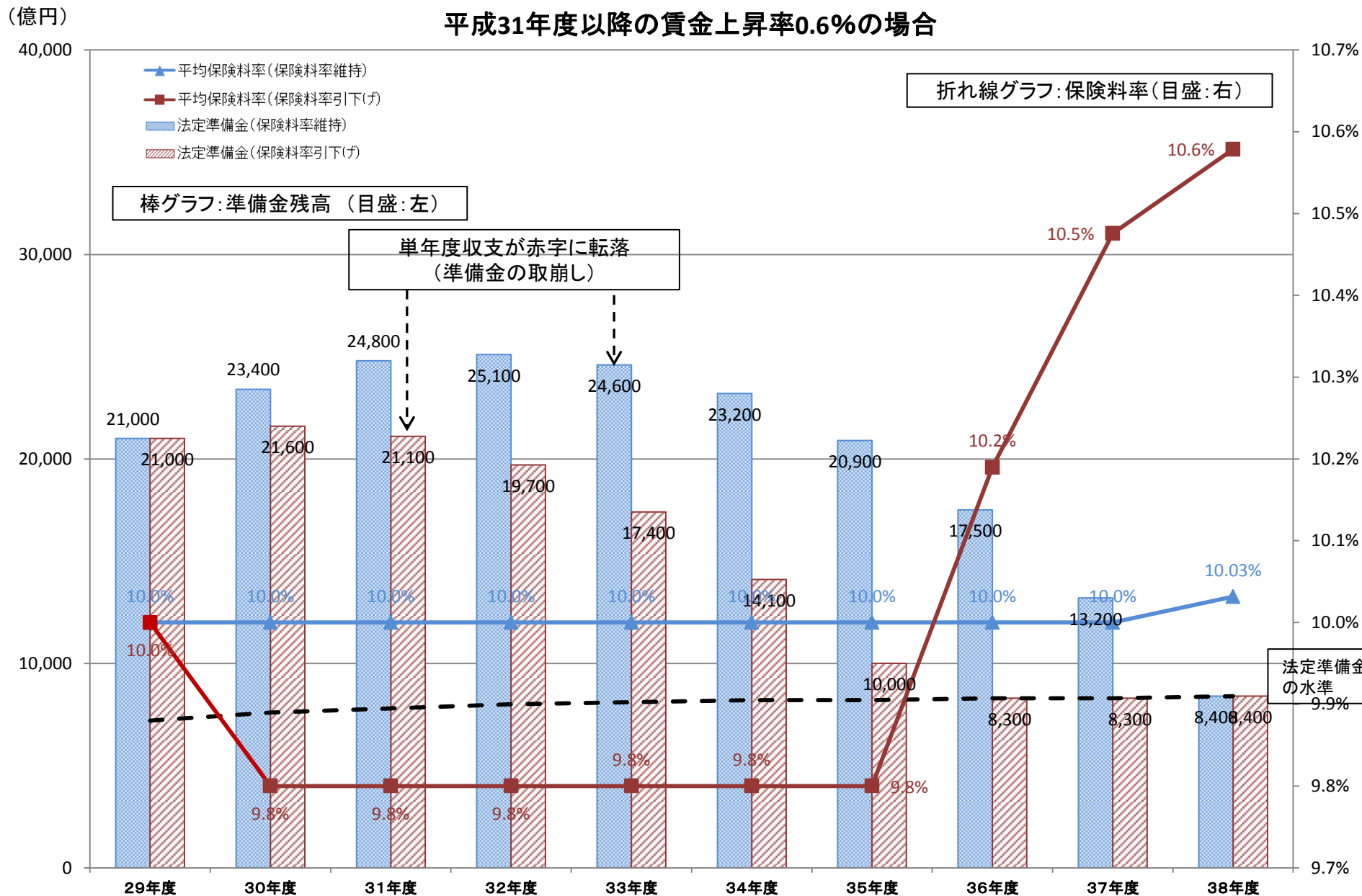
【平成31年度以降の賃金上昇率0.6%の場合】

- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、平成33年度には単年度収支差が赤字となり、以降準備金残高が年々減少する。
- ・ 仮に平成30年度以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、平成31年度以降準備金を取崩すことにより、平成35年度までは保険料率を維持できるものの、平成36年度からは年々上昇を続け、平成38年度には10.6%に達する。

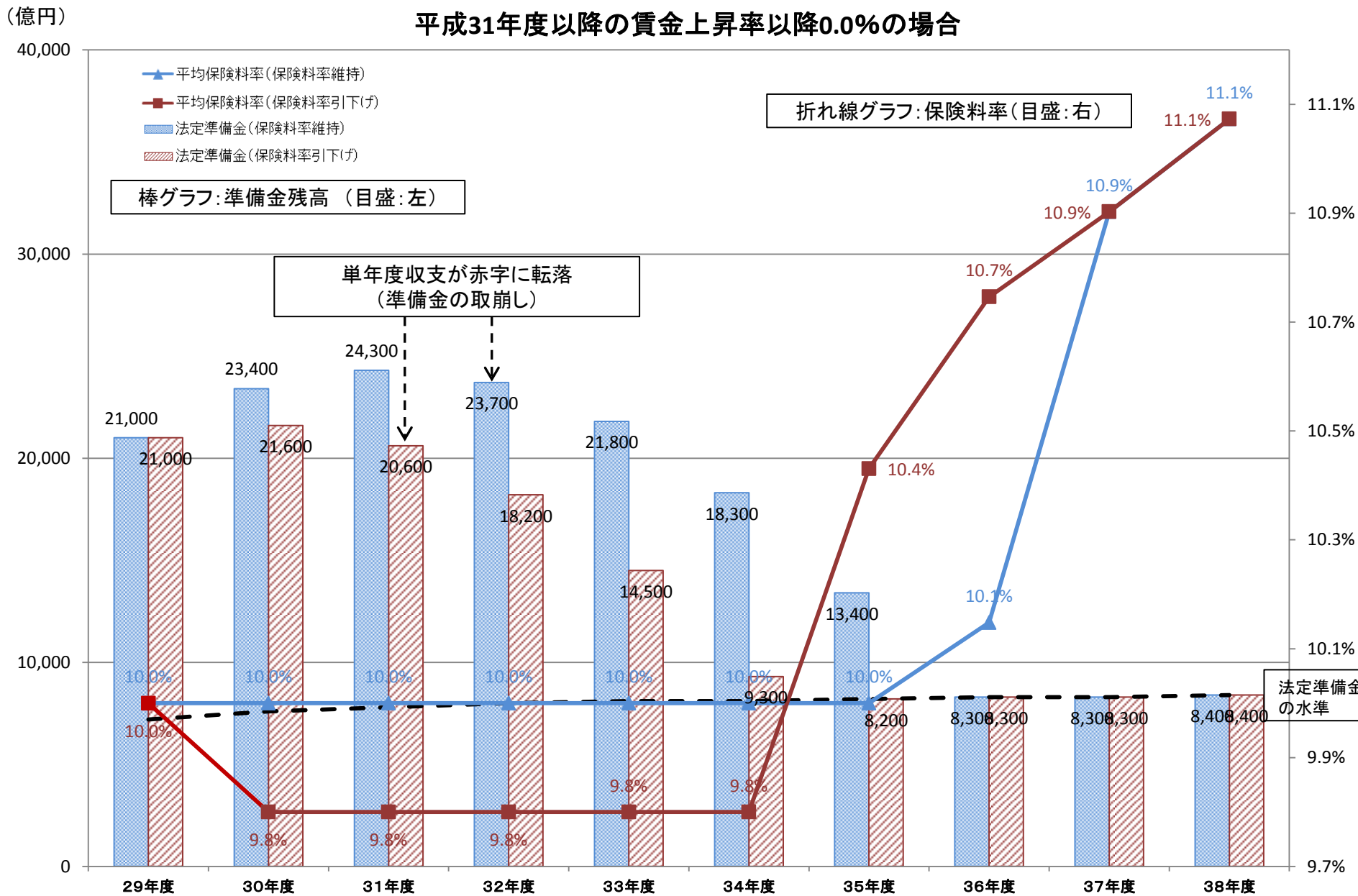
【平成31年度以降の賃金上昇率0.0%の場合】

- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、平成32年度には単年度収支差が赤字となる。以降、準備金残高を取崩すことにより平成35年度までは保険料率を維持できるものの、平成36年度からは年々上昇を続け、平成38年度には11.1%に達する。
- ・ 仮に平成30年度以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、平成31年度以降準備金を取崩すことにより、平成34年度までは保険料率を維持できるものの、平成35年度からは年々上昇を続け、平成38年度には11.1%に達する。

平成31年度以降の賃金上昇率0.6%の場合



平成31年度以降の賃金上昇率以降0.0%の場合



9. 平成30年度都道府県単位保険料率のごく粗い試算

①47支部の最高料率と最低料率

(平均保険料率10.0%、激変緩和率7.2/10)

最高料率		10.63%
現在からの変化分	(料率)	0.16%
	(金額)	+224円
最低料率		9.62%
現在からの変化分	(料率)	▲0.07%
	(金額)	-98円

②島根支部の保険料率

(平均保険料率10.0%、激変緩和率7.2/10)

保険料率	10.14% (29年度比+0.04%)
------	----------------------

<参考> 激変緩和措置なしのケース

(平均保険料率10.0%、激変緩和率10/10)

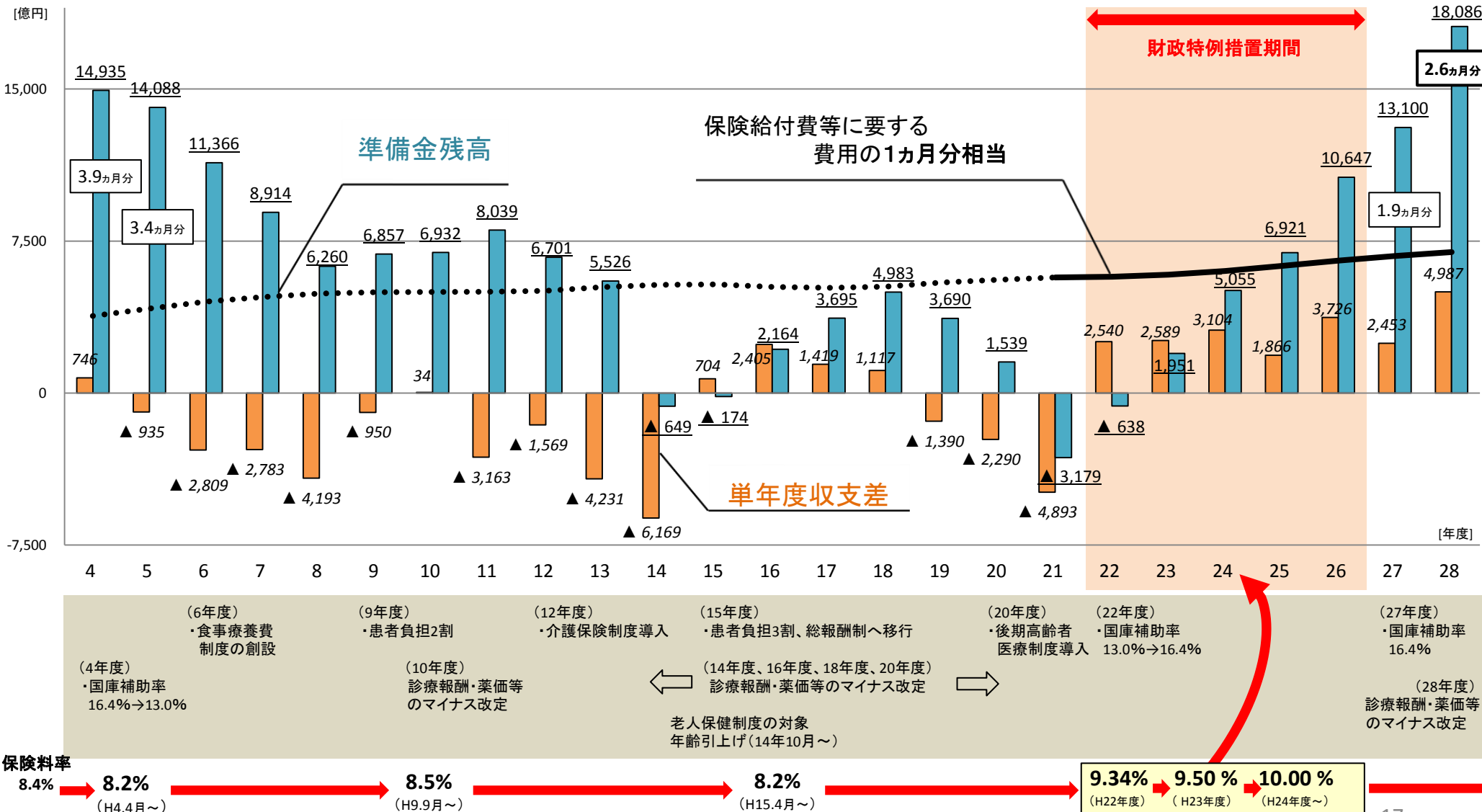
保険料率	10.18% (29年度比+0.08%)
------	----------------------

注1 数値は、政府の予算セット時の計数で算出すると異なる結果となる場合がある。ごく粗い試算であり確定値ではない。

注2 金額は、標準報酬月額28万円の被保険者に係る保険料負担(月額。労使折半後)の平成29年度からの増減。

10. 単年度収支差と準備金残高等の推移 (協会会計と国の特別会計との合算ベース)

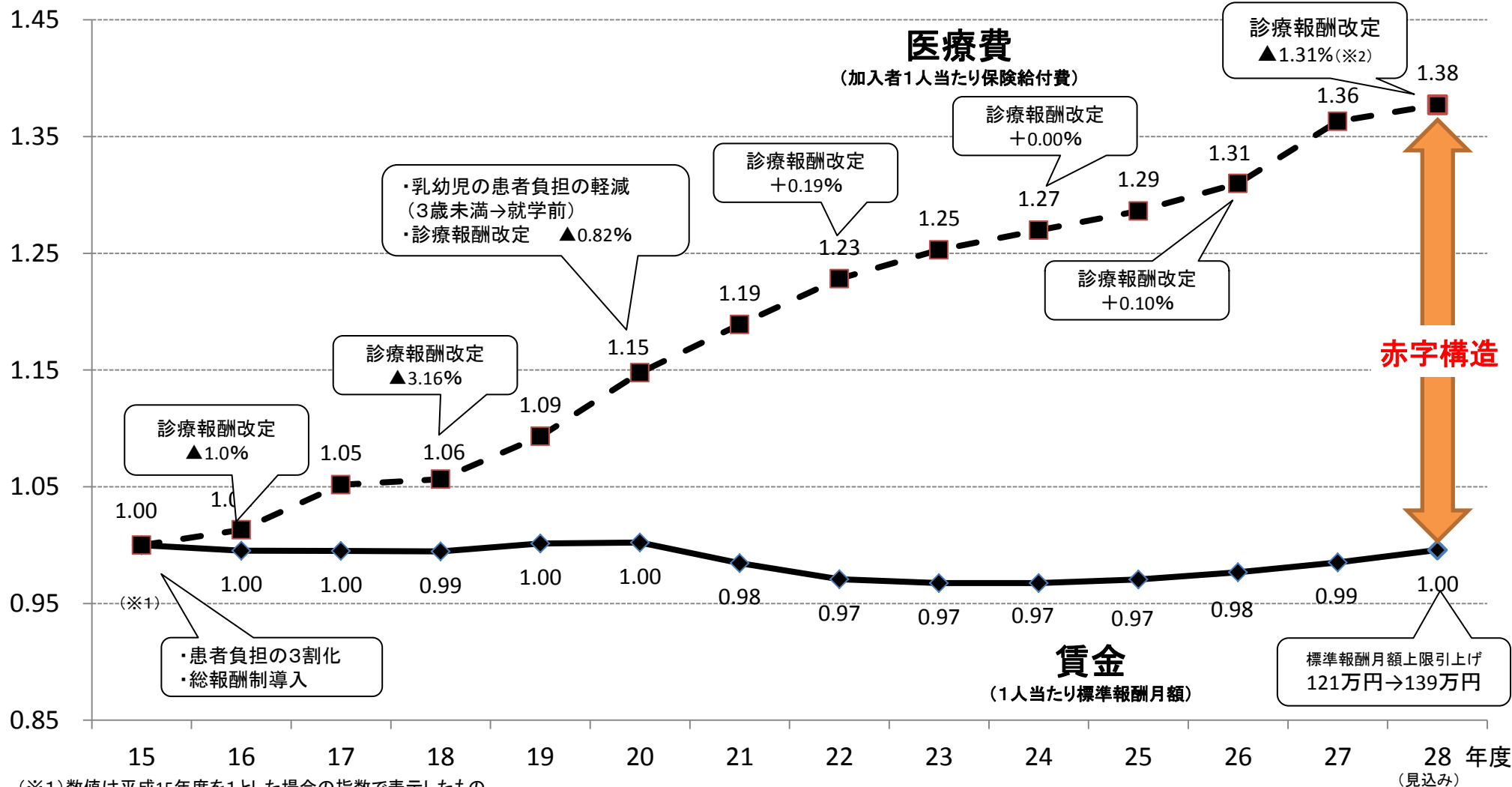
○ 協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。



(注) 1. 平成8年度、9年度、11年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
2. 平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

1.1. 協会けんぽの保険財政の傾向

○ 近年、医療費(1人当たり保険給付費)の伸びが賃金(1人当たり標準報酬)の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造となっている。



(※1) 数値は平成15年度を1とした場合の指数で表示したものの。

(※2) ▲1.31%は、28年度の改定率▲0.84%に薬価の市場拡大再算定の特例の実施等も含めた実質的な改定率である。

12. 平成29年9月14日の運営委員会における意見

- 今後も医療費の伸びが賃金の伸びを上回る構造は変わらないと思われ、特に37年度(2025年度)以降に保険料率を大幅に上げざるをえない状況になるのではないかと懸念があることから、長期的スパンで保険財政を考えた方が良い。このため、保険財政、事業主及び加入者にとっても10%を堅持した方が良いと考える。
- 中小企業の経営者としては、保険料率を引き下げられるのであれば歓迎すべきであるが、保険料率を一度引き下げると今後引き上げることになった際の上げ幅が大きくなることから、慎重な検討が必要である。現行の平均保険料率10%は、経営者側にも労働者側にも限界に近いものがあり、これ以上上がらないよう死守しないといけない。また、協会にはセーフティネットとしての国庫補助が入っているので、財政当局の反応も注視する必要がある。
- 国庫補助率20%を要望していくうえで、平成4年に国庫補助が16.4%から13%へと引き下げられているが、準備金残高が多く積み立てられている(3.9カ月分)以外の理由(例えば保険料率を8.4%→8.2%と引き下げたこと)との兼ね合いを注視する必要がある。
- ある程度中期的なスパンで考える必要はあるが、昨今の情勢を鑑みれば、5年先10年先のことなど読めない中で、10年先を見ることがどれくらい意味があるのか疑問に感じており、期間をどのように考えるのか慎重に検討していく必要がある。ただし、加入者の立場からすれば少しでも保険料率が下がることを望んでいることを前提に置くこと。
- あたかも平均保険料率10%維持を前提にして、平成4年以降準備金が大幅に減った話を示しているのではないかと。この時には国庫補助率が引き下げられたことも影響しているはず。中小企業は、毎月、毎年が勝負のような経営をしている。準備金が増えてくれれば少しぐらい下げる気持ちが必要ではない。負担している中小企業の保護を考えていただきたい。

○ 公的医療保険は単年度収支均衡が大原則である一方、協会は国庫補助を受けていることから、持続可能性や安定的運営に資することについても検討する必要がある。今後の見通しとしては、女性や高齢者の就業率が高まることやバイオ薬品などの高額薬剤の動向にも注視する必要がある。また、地域の医療提供体制が保険料率の差に繋がることから、地域医療構想や都道府県が進めている医療計画の策定に対して、協会は積極的に関与していくことが重要である。

○ 国民皆保険制度の中での協会の立ち位置を考えると、超長期的にみれば、いずれは10%を超えてくるので、協会けんぽの財源確保に努めていくことを考えないといけない。タイムスパンの考え方について、基本的に保険の仕組みは単年度収支均衡が原則だと思う一方で、安定性とのバランスを考えれば、10年では長く1年では短い。準備金については、現在の残高は約2兆円となり、法定準備金の3か月分に近づいており、規模感としては多い感じがする。単年度収支均衡は原則だが、保険者の経営の安定性に鑑みて1か月が妥当ではないか。

○ 10%を維持して安定的に運営する形がいい。